

献物帳の諸問題

関 根 真 隆

はじめに

天平勝宝八歳五月二日、聖武太上天皇が崩御され、その後、光明皇太后は亡き帝のご冥福を祈念されて、御遺愛の品の数々を東大寺盧舎那仏をはじめ、諸寺に奉獻、施入せられた。その御遺愛品献納のときに、献納の主旨、品目、数量、特徴などを記した目録が添えられた。それが献物帳である。今日、東大寺関係が五巻(図版1)、法隆寺関係が一巻、いずれも原本のまま伝来している。

東大寺献物帳はそれぞれ大仏奉獻後、献納品と共に今日の正倉院校倉の北倉に納められ、今日にまで伝わったものであるが、この東大寺関係の五巻は正倉院宝物のなかで現存する帳内宝物を照合確認する場合の基本的な文献であり、また献納後に出蔵され亡失してしまった数々の遺品

を推察することのできる文献としても貴重であり、現在、正倉院宝物のなかにあってもことに中枢的な存在のものである。

また法隆寺献物帳は、その願文から献納のことが東大寺以外十七箇寺にも行われたことが知られ、そのなかの現存唯一の遺例としてこれまた貴重な存在である。これは法隆寺に伝来し、明治十一年に皇室に献上されたいわゆる法隆寺献納宝物の一つであって、現在は東博の法隆寺館に保管されている。

これら献物帳については、これまでもさまざまな立場で論述され解説されてきているが、いまだ尽されていない点もあるように思われ、本稿ではこれまでの私見をとりまとめ、部分的なことあるいは全体的なことなどを記述しておきたいと思うものである。なかには論旨不明瞭あるいは独断の点も多かろうかと思うが、諸賢のご批判、ご教示を賜われば

幸甚である。

上代の奉献例

仏教では三宝あるいは亡き人へ、布施、供養あるいは施入することをすすめ、仏典中にもそれによって功德が得られるであろうことが説かれている。

光明皇太后による東大寺盧舎那仏への献納のごときも、そうした考えのもとに行われたことであるが、これほど大々的な奉献例はわが史上にも類例のない特異な行為であったといえよう。ただ仏に珍宝を献じた例は、これ以前のわが上代史上にもみることができる。

例えば日本書紀天智天皇十年十月条に「是月、天皇遣使奉袈裟、金鉢、象牙、沈水香、旃檀香、及諸珍財於法興寺仏」とあり、異国の珍材を法興寺の仏に奉献している。これはこの頃、病が重かった天智帝が仏の力によって平癒するべく捧げられたもののようである。同じく書紀天武天皇十四年五月条には「天皇幸于飛鳥寺、以珍宝奉於仏而礼敬」と、天武帝が飛鳥寺の本尊に珍宝を奉じている。光明皇太后奉献時の「珍宝」なる語がすでにここにみられるのである。

下って元正朝において続日本紀の養老六年十一月丙戌条に「奉為上天皇、敬写華嚴經八十卷、大集經六十卷、涅槃經冊卷、大菩薩藏經廿卷、觀世音經二百卷、造灌頂幡八首、道場幡一千首、着牙漆凡卅六、

銅鏡器一百六十八、柳箱八十二、即從十二月七日、於京并畿内諸寺、便屈請僧尼二千六百卅八人、設齋供也」とあり、これは一年前の養老五年十二月七日に崩御された(統紀)、元明帝の御一周忌を行うべく用意されたものであった。

これらの品が実際に諸寺に納められたことは天平十九年の法隆寺資財帳(大日本古書(以下大目と略)に「右 養老六年歲次壬戌十二月四日 納賜平城宮御宇 天皇者」と注するのが多くあり、また同年の大安寺資財帳(六三三頁)に「合供養具貳拾口」とあって、「右、平城宮御宇 天皇以養老六年歲次壬戌十二月七日納賜者」と注し、さらに諸寺縁起集に藥師寺旧流記資財帳云として「右以養老六年壬戌十二月四日納賜 平城宮御宇天皇者」とあり、いずれも先記統紀の記事によく対応している。

また光明皇太后自身、東大寺等への献納のを行われるかなり以前からすでにそうした供養のための施入をなされている。いま一度天平十九年の法隆寺資財帳(大目、卷二、五七九頁)をみると、「天平五年歲次癸酉納賜平城宮皇后宮者」として、阿弥陀仏宝頂一具、阿弥陀仏分褥一床、「天平六年歲次甲戌三(二)月納賜平城宮皇后宮者」として五色糸交幡四首、雜物四種(犀角船一口、重五兩一分、象牙尺一口、藥としての麝香一兩、韓櫃二合、漆塗宮五十合、「天平八年歲次丙子二月廿二日納賜平城宮皇后宮者」として銀多羅二口(一口重九斤二分、白銅鏡二面(一徑一尺五寸五分並裏海磯形、香四種(沈水香十兩、淺香三百八十五兩、青木香卅八兩、白筥二合、草箱一合(長一尺二寸、廣八寸五分)などさまざまの品を納賜されており、今日の正倉院宝物に類似のものがかなりみ

られるのも興味深い。そしてこれらの事例が後の一連の献物帳の奉献例にもつながっていくように思われる。

各献物帳の概要

次に、問題点を述べるに先だって、一応、東大寺献物帳五巻と法隆寺献物帳一巻の形状、寸法などについて記述しておく。東大寺関係はいずれも巻子本であるが、法隆寺献物帳は天保年間に桐板に台紙貼りにされ、今日、展開されたままの姿になっている。

(一)天平勝宝八歳六月二十一日献物帳(国家珍宝帳)、申すまでもなく聖武帝崩御後、四十九日忌に当る日のもので、願文中のはじめにみる言葉をとって国家珍宝帳あるいは珍宝帳とも称する。珍宝という語は先記のようにすでに天武紀に例がある。

表紙は緑麻紙で表題に「東大寺献物帳」と墨書して天皇御璽一を押す。発装に綺帯の断片が付着する。表紙には現在補強のために見返に裏打様に薄い紙が全体に貼られている。貼られた時期は正確な記録がないので明らかでないが大正年間のことではないかといわれている。

表紙の長さは上端で二四・三センチ、下端は二三・五センチで、すこしずれがある。それが本来のままか否かは明らかでない。縦二五・八センチ。

本紙は白麻紙一八張、罫の幅は二・〇〇二・五センチ、罫高二・三

センチで、文面上に天皇御璽を縦一行に三、一六三行、総数四八九を押す。そして文中に所々朱書、墨書の付箋がある。本紙全長は約一四・七メートル、縦二五・九センチ。また本紙各紙の長さは、第一紙七七・五センチ、第二紙八〇・八センチ、第三紙一七一紙は八七・〇〇八七・九センチ、但し第七紙八五・六センチ、最末の第一八紙は一一・五センチ。

軸の軸端は撥型の白檀、軸木は杉材で長さ二三センチ、全長二九・三センチ。

(二)天平勝宝八歳六月二十一日献物帳(種々薬帳)、右の国家珍宝帳と同じに薬六十種を奉献された目録で、種々薬帳とも称する。

表紙は褐色紙で表題に墨書があるが、長い歳月の間に自然に擦消されたのであろう、僅かに墨痕が残るのみで、不可読。その上に天皇御璽であろう朱印の痕跡がわずかに認められる。表紙は他の諸帳のそれに比べて痛みがはげしかったようである。紙質のためであったかもしれない。現在、国家珍宝帳と同じく見返に補強の紙が貼られている。珍宝帳のと同じ時の仕事であろう。表紙の長さは二〇・五センチ。

本紙は白麻紙三張、罫の幅は二・一〇二・二センチ、罫高二・二センチ、文面上に天皇御璽を縦一行に三、一五行、総数四五を押す。本紙全長約二一〇センチ、縦二六・〇センチ、また本紙各紙の長さは、第一紙八五・二センチ、第二紙四四・五センチ、第三紙八二・四センチ。

軸の軸端は撥型の白檀、軸木は杉材で長さ二二・八センチ、全長二九

・三センチ。

(㉔)天平勝宝八歳七月二十六日献物帳(屏風花氈等帳)、屏風、花氈などを東大寺に献納された時のものでかく称する。

表紙は本紙と同じ緑麻紙で表題に「東大寺献物帳」と墨書して天皇御璽を押す。綺帯は暈網様の小残片が付着する。表紙の長さは一五・五センチ、堅は二七・七五センチ。

本紙は緑麻紙二張、野の幅二・〇〇二・三センチ、野高二・三センチ、文面上に天皇御璽を堅一行に三、六行で一八を押す。本紙全長約六二センチ、堅二七・八センチ、また本紙各紙の長さは、第一紙四四・〇センチ、第二紙一七・三センチ。第一紙は緑色が濃く鮮かであるが第二紙はそれより淡い。

軸の軸端は撥型の桑木、軸木は杉材で長さ二五・二センチ、全長三一・二センチ。

(四)天平宝字二年六月一日献物帳(大小王真蹟帳)、時期が(一)よりややずれたもので、王羲之、王献之父子の真蹟書一卷を献納した時の目録で、大小王真蹟帳と称する。

表紙は本紙と同じ碧麻紙で表題はなく、したがってまたその押印もない。綺帯は紫色系小片が付着する。表紙の長さは二〇・四センチ、堅二七・四センチ。

本紙は碧麻紙二張、野はない。文面上に天皇御璽を堅一行三、五行と一行二の合計一七を捺す。本紙全長約八七センチ、堅二七・四センチ。

また本紙各紙の長さは、第一紙四五・二センチ、第二紙四四・三センチ。本紙の内表面には紙漉き後の乾燥時の板目が顕著につく。また背面に紙漉斑であるアバタ状のくぼみが全面にみられる。

軸端は棒型の緑瑠璃、軸木は広葉樹材で二四・七センチ、全長三〇・五センチ。

(㉕)天平宝字二年十月一日(藤原公真蹟屏風帳)、藤原不比等の真蹟の屏風を奉献された時のものでかく称する。

表紙は褐色紙で、種々葉帳のそれに似る。大小王真蹟帳と同様に表題もなく、むろんその御璽も押されていない。綺帯も見当らない。表紙の長さは二一・五センチ、堅二八・五センチ。

本紙は白麻紙一張で、白界があり、界幅は約四センチ。文面上に天皇御璽を堅一行に三を五行、一五を押す。本紙の長さ八五センチ、堅二八・五センチ。

軸端は撥型の緑瑠璃、軸木は杉材で、その軸木の真中辺に約一センチの別材の継ぎ木があり、軸木長二四・五センチ、全長三一・三センチ、中央の別材の継ぎ木は一度製作したが寸法が不足したので補足したようなものであろうか。

(㉖)天平勝宝八歳七月八日法隆寺献物帳、時期は(一)珍宝帳の同年六月二十一日と、(㉔)屏風花氈等帳の同年七月二十六日との中間になる。本紙は本来は右に述べる東大寺関係五巻と同様卷子本であったのであるが、現在には表紙もなく、わずかに外題のある部分のみ切断されて別に揭示され、

軸もなく展開され桐板に台紙貼り仕立てにしてある(箱の底裏に天保十三年の修覆の由が記録されている)。別掲の外題部分の小紙片には「寺献物帳」とあり、天皇御璽の印影と思われるものが一部に認められ、(一)珍宝帳などと同じ様式であつたろう。

本紙は緑麻紙二張、野の幅は二・三〇二・四センチ、野高二・五センチ、文面上に天皇御璽を竪一行に三、六行で一八を押す。現存本紙全長は七〇・六センチ、竪二七・八センチ、また本紙各紙の長さは、第一紙四四・六センチ、第二紙二六・一センチ⁽²⁾。本紙の緑色について巻末数行がそれ以前に比べて濃い色をしているのは、保存状況が異なっていた結果であらうか。

献物帳の問題点

献物帳の概要を右に述べたが、次にこれらの問題点というものをとりあげてみたい。それには文書としての形式、筆跡、天皇御璽、本紙、巻末連署の人々、その他などの諸問題がある。

そのまず第一、文書としての形式であるが、これら献物帳を通覧しても明らかなように文書としての形式の統一は必ずしもとれてなく、その都度かなり自由にしたためられたらしいことである。ただそこで共通しているのは、いずれも天皇御璽が全面に押されていることである。このことは一応それらが勅旨であることを意味するのであらうが、正確にい

えば献物帳には明確に「勅」とするものと、そうでないものとの二通りがある。

まずはっきりと勅とあるのは、(三)屏風花麿等帳、(四)大小王真蹟帳、(六)法隆寺献物帳であり、勅とみえないのは、(一)珍宝帳、(二)種々葉帳、(五)藤原公真蹟屏風帳である。

そして、これらを厳密に区別するならば、勅とあるのは孝謙女帝の勅許による奉献、そうでないのは皇太后によるものと一応考えられよう。確かに(一)珍宝帳には皇太后御製の願文があり、(二)種々葉帳は(一)と同日のものであるという点から皇太后ご意志のものであらうと思われるし、(五)は不比等公のもので皇太后ご愛蔵の品であつたから、やはり皇太后のご意志のもので勅としないのが当然といえる。これらに対して(三)屏風花麿等帳、(四)大小王真蹟帳、(六)法隆寺献物帳は、いずれも勅とある以上は孝謙帝による奉献と解さなければならぬだろう。しかし当時の状況からみて孝謙帝の背後にはやはり皇太后の御意志があつたことは否定しえないことで、いうなれば勅とないのは皇太后の私的なもの、勅とあるのは公的なものというべきであらうか。

この奈良朝の勅の遺例としては静岡県平田寺蔵の天平感宝元年閏五月二十日の聖武天皇施入勅がある。これは続日本紀の同日条に、聖武帝の発願によって大安寺ほか十一の寺々へ絶、綿、稻、墾田地を施入した時のもので、首端は欠失しているが、故中村雅真氏の旧蔵品に、首端に「薬師寺」とあるほぼ同文の写しがあり^(大日、卷三、二四二頁)、平田寺蔵の勅にも本来

初端に宛名の寺名があったはずである。

つまりこの時の勅はまず寺名があって、次に施入物を記し、ついで願文、年月日、その年月日と巻末連署の間の上方に「勅」の宸筆があり、連署の初行の上に「奉勅」（諸兄の筆蹟か）とある。故中村氏旧蔵の薬師寺の写しもそうになっており、この時の様式がはばうかがわれる。

次は勅の写しであるが、東大寺文書天平勝宝七歳十二月二十八日の孝謙天皇東大寺領施入勅（大日、卷四）がある。これは時期はまだ聖武帝御在世中で、伊賀国の板蠅杣を東大寺に施入した時のものだが、これは初めに「勅」とあって、次に施入物を記し、ついで「以前奉十月七日、勅所入如件」、年月日、そして「奉勅」とあって、次に藤原仲麻呂、同永手、

加茂角足と先述献物帳にみるメンバーの連署がある。月日の次に「勅」とあるのは（三）屏風花氈帳、（六）法隆寺献物帳に類似し、また「奉勅」とあるのは先述の平田寺の勅に共通するから、形式的には丁度それらの中間に位置するようであり、時期的にみても中間のものであってはば妥当のようである。⁽³⁾ またこの勅の写しで注目すべきことは先にもふれたが巻末連署の三名が共に献物帳のそれにも名をつらねていることである。

勅のいま一つの例は、これも写しであるが随心院文書の孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅（大日、卷四）がある。これは天平勝宝八歳五月二十五日、つまり聖武帝崩御後、間もない頃に勅によって宮宅、田園等を東大寺に施入されたものである。これもはじめに「勅」とあり、次に施入物を記し、ついで「以前奉去五月廿五日、勅所入如件」、年月日、そして巻末

連署と続く。はじめに「勅」とあるのは、前述の板蠅杣施入の勅、（四）小王真蹟帳などに通じ、また月日の次に「勅」とする点は右の板蠅杣施入勅、（三）屏風花氈等帳、（六）法隆寺献物帳に通じる。

以上、献物帳の形式や現在しられる勅の例をかがけたが、それらは必ずしも勅を規定する公式令勅旨式によるものでもなく、また一定した形式でもなかったが、相互に相類似する点のあることは認められる。ことに天平勝宝七歳十二月廿八日の孝謙天皇東大寺領施入勅以後の例がいずれも紫微中台の官人が連署するのは、孝謙帝践祚以後の勅はすべて紫微中台から発せられるのが慣例となったようである。

次は筆蹟の問題であるが、神田喜一郎氏によれば、（一）珍宝帳は欧陽詢の風格をそなえる名蹟で、当時におけるもっとも正統的な達人とされていた者になったろうといわれる。⁽⁴⁾ また表題については当時の写経などでは題師とよばれる経師のなかでの能書家がしたためるのであるが、この珍宝帳では本文と同筆のように思われる。

また（二）の種々葉帳については、（一）珍宝帳の書に較べてずっと柔らかく優美で、隋経に似たところがあり、一時代前に行われた古い書法を習った名手の手蹟かといわれる。確かに巻末年月日の所までは珍宝帳とは異筆であるが、実はこれまで注意されてない点であるがその後にくる自署以外の官位職名姓部分は（一）珍宝帳の筆の運びとはやや違うようだが、筆者は（一）珍宝帳と同一人と思われる（図版2・4）。それから今一つ特に注

意しておきたいのは年月日の日の部分の「廿一」の筆体が、やや不釣合に大きく、またこの種々葉帳内にみる多くの数量表示の柔らかな筆に比べても堅くて異筆のようである(図版2・3)。これはあるいはこういう言葉が適切であるかどうか知らないが、皇太后による御画日ではなからうか。もとより推定であるが、皇太后の御自署として著名な楽毅論卷末の「天平十六年十月三日」の力強い筆勢に心なしか通じるように思われる。

この(一)種々葉帳の筆蹟で問題となるのは、私の推定するように卷末官位職名姓部分が(一)珍宝帳と同筆ならば、それをどのように解釈するかということである。つまり珍宝帳に比べれば種々葉帳はごく短文であるから官位職名姓部分も本文執筆者が一筆で書いてしかるべきであろうが、そうならないのはなぜだろうか。それは珍宝帳が長巻であるから、四十九日忌という期日に間に合わすためにこの葉帳は別人に委ねたのであらうが、この筆者は年月日まで書いて卷末連署を書くことは考えてなかったのではなからうか。しかも、この種々葉帳は珍宝帳がしたためられたとは別の場所であらうと推測され、その後内印を押すべく紫微中台に届けられ、そこで卷末連署が必要とあって珍宝帳筆者の手によってそれが追記されたようなことではなかつたらうか。

(三)屏風花氈等帳の書風は、神田氏によれば(一)珍宝帳などと共に当時の新しい書風であるが、流麗な点において普通の写経生の書に多く見る特色をもつといわれる。たしかに珍宝帳とも種々葉帳とも異なった筆蹟である。また、この表題はこの本文の書体とは異なるのではないかと思う。

(一)珍宝帳の表題とよく似ており、それと同筆ではなからうか。

(四)大小王真蹟帳の書は神田氏によると、(五)藤原公真蹟屏風帳ときわめて近似し、文字の結体はほとんど同一で、筆者は同じで非常に気品の高い名筆とされる。これら(四)(五)は先にも述べるように表題はない。これは後にもふれるがこれまでの諸帳に比べて作成過程が簡略化された証左の一つである。

(六)法隆寺資財帳の書風は、すでに神田氏が(一)珍宝帳と酷似すると指摘するように両者同筆とみてよい。またこの表題は断簡ではあるがおそらく本文と同筆つまり珍宝帳のそれと同筆であらう。

次は天皇御璽の問題であるが、印影は一辺八・七〇八・八センチくらいで、いわゆる内印方三寸に相当する。最古の内印の印影は、先述の平田寺蔵の聖武天皇勅に押されたものであるが、これもここに述べる献物帳の諸帳に捺されたのと同じであらう。ただそれと違うという意見もある。⁽⁶⁾

まず(一)珍宝帳の印影を写真によって全体的に通覧すると、全巻にわたって実に謹厳に整然と押されている。しかしそのなかにも特徴的な点が二つあるようだ。その一つは印影が心もち右ざかりに押された様子のあること。二は、印影にむかって左側の「御璽」の朱が濃くついているような傾向がある。ことに後者の点は本帳の屏風を記載する辺りから卷末までにかけて「御」の左肩の朱がかなり濃くついているのが顕著に認め

られる(図版4)。

(一)種々葉帳の印影は、右述の珍宝帳と同様に整然と押されている。どちらかといえば珍宝帳の反対でやや右あがりの気味である。しかしながら種々葉帳全体についての特徴は、「御」の左肩の朱のつきが濃く押されているのが、とくに目につき、そしてこの点が実は珍宝帳後半～巻末にみる傾向によく共通しているのである(図版2・3・4)。それは(一)珍宝帳とこの帳とは同日のものであることから、まず珍宝帳に押印して次に直ぐに同じ人の手によって、この種々葉帳にも押されていたために、珍宝帳巻末あたりの押し癖がそのまま続いたように思われる。

(二)屏風花氈等帳の印影は、やや右さがり気味のところがあり、また向って左側の「御璽」の部分の朱のつきがややよく、これは(一)珍宝帳、(二)種々葉帳にも通じるようで、あるいは前二者と同一人による押印であったかもしれない。

(四)大小王真蹟帳、(四)藤原公真蹟屏風帳に押された印は、明らかにこれまでの(一)珍宝帳、(二)種々葉帳、(三)屏風花氈等帳などとは異なった押しかたである(図版5・6)。それはいうなればかなり乱雑な押しかたであり、これまでの三つの帳あるいは次の(六)法隆寺献物帳のような謹厳さというものがか全く感じられない。あたかも仲麻呂の専権の時代に入った時のもので、「天皇御璽」の取扱ひ方の変化が、この二帳からよみとることができる。(六)法隆寺資財帳の印は、(一)(二)と同様に整然と押されており、全体的にはやや右下りのもあり、また「御」によく朱印がついているよ

うで、これらは(一)(二)に通じるようで、あるいは時期的にみても同一人の押印かもしれない。

次は本紙の問題であるが、まず(一)珍宝帳の本紙は先述のように白麻紙と称しているが、それは必ずしも麻を材料とした紙という意味ではない。奈良朝にいう麻紙とは上質紙ということらしい。⁽⁷⁾ところで(一)珍宝帳の本紙は先述のように第一紙は短かく第二紙もやや短かく第三紙以下によれば、紙の長さは八七・八七・九センチである。八九センチ前後で天平尺の三尺であるから、この紙は正倉院文書にみえる三尺麻紙というものに相当するようである。⁽⁸⁾あるいは長麻紙、白長麻紙、唐長麻紙という名称もあるが、そういうものかもしれない。⁽⁹⁾宝字元年九月の記録であるが紫微中台より写経所へ来た紙の中に「長麻紙十八張」のあったことが示されている(六二頁、⁽⁶⁾卷三)。

この(一)珍宝帳本紙については、かつて栗原治夫氏が指摘された第二紙の右端が調巻後に切断されてまた接続されているという問題がある。⁽¹⁰⁾これはそれまで見過しにされてきた重要な指摘であった。そして同氏の結論は、延暦十二年、弘仁二年、斉衡三年の点検目録によって、礼服礼冠の項がそこに記載されていたろうと推定され、その一紙分が削除されたのではないかとされる。

ところで、その延暦、弘仁、斉衡それぞれの礼服礼冠の記載部分はいずれも行数は約十八、九行、実寸は約四〇センチほどである(図版7)。

献物帳の一紙分は右にも述べるように約八七センチあり、行数は約四十行ばかりあり両者の長さなり行数にかなりの相違があり、しかれば献物帳の一紙分の欠失はどうも疑問ではなからうか。第二紙は先述のように八〇・八センチであり、他の例に比べれば約七センチほど短かいことが明白である。また第一紙は他に比べて約一〇センチ短かく、当時の経巻などをみると第一紙がそれ以後の紙長に比べてやや短かいのが通例であるが、もしそれを考慮に入れなければ約一〇センチ程度左端が切断されたとみるべきであろう。そうすれば切断長の合計は約十七センチ、行数約八行となるが、それから礼服礼冠記載部分の四〇センチ、行数十八、九行を関係づけることもむづかしいように思われる。天皇御璽の一边が約八・七〜八・八センチぐらいなら、実際の切断部分は栗原氏も一応考えられたおよそ御璽二つ分、行数にして八、九行ぐらいの長さではなかったらうか。あるいは第一紙の削除分がもっと少なかったとすれば押印一つ分程度の長さであったかもしれない。

このようにみると、はたして延暦十二年、弘仁、斉衡の記にみるがごとき礼服礼冠の記載であったらうか疑問が生じる。

ではそこに何の記載があったのか、今のところ私案はないが、珍宝帳のほぼ巻頭、かの天武帝以来継承の厨子の前項であるから相当重要な品であったことは想像できる。

また、そこが切断された時期であるが、それはこの献物帳を切断するという行為の行い得た人は皇太后を措いては他にあるまい。その皇太后

が本帳記載のものを出蔵した時の記録と考えられる「除物」と付箋のあるものの時、すなわち天平宝字三年十二月二十六日付(北倉出蔵帳)のこゝとであつたらうと推定する。まさに除物として剪除され、記載品と共に倉から出されたのであろう。

なお第七紙が八五・六センチで他より約一・五〜二センチ短いことになるが、これには作成後の切断の痕跡はないようである。

次は(二)種々葉帳の本紙であるが、この紙質と(一)珍宝帳のそれを比べるとほぼ同質のようであるが、全く同質というものでもないらしい。⁽¹¹⁾紙質を調査された大沢忍氏に伺うと微妙な差であつて生産地は無論両者同じであらうとのことであつた。

さて、この本紙の長さは、先記の通りであるが、これでまず疑問に思われるのは、第二紙が第一紙の約半分と非常に短かく、第三紙が巻末の連署の二行を書くのみに過ぎず、以下ほぼ一紙分に近い寸法が白紙のままであることである。

これをどのように解釈すべきかであるが、当然先述の本文と巻末の官位職名姓の筆者が別人であるという問題がからんでくるように思われる。

まず第二紙の短かい点については、本帳が短文のため、はじめの筆者は年月日のところまでなら第二紙の範囲内で書き終えられらると思つて珍宝帳に使用のごとき三尺麻紙を半分にしたのをを用いた、しかしその後巻末連署を書く次の筆者の段階で不足したのでまた第三紙をつぎ足したようなことではなからうか。

(三)屏風花氈等帳、(四)大小王真蹟帳、(五)藤原公真蹟屏風帳、(六)法隆寺献物帳などの本紙については特に問題とするところはないようである。緑、碧の紙で寸法もほぼ類似しており、当時の凡そ一尺五寸という見当である。これらに相当する緑紙、縹紙の名は正倉院文書にもみられ、また内裏、紫微中台に種類においても色彩においても様々な紙が存在したことがうかがわれ(大日、卷三、六一三頁、卷十二、三三三頁)、献物帳にもそうした紙が充用されて当然である。

次は卷末連署の人々であるが、それらをみると永手以外は紫微中台の官人であって献納の事業は紫微中台が取り仕切ったことが明らかである。紫微中台はすでに述べられているように孝謙帝の踐祚に当って皇太后がそれを補佐するために皇后宮職を改組拡大した官庁である。

その人事は続日本紀天平勝宝元年八月辛未条にみえ、それと献物帳に連署する人々とを比べると紫微中台が全体でかわったのではなくそのなかの一部の人であって、それは当然の事ながら皇太后なり孝謙女帝にごく近い人々であったことが推察される。いま献物帳に連署する人々について、仲麻呂は別としてその他の人々についての略歴をながめ、そのなかから事に当った中心的な人物を探ってみたい。

まず藤原永手は、房前の第二子であるが、第一子鳥養は早く死去したらしいので実質は永手が北家の代表であった。父房前は養老五年の末、病重い元明太上天皇より内臣となって内外を計会すべきの詔を述べられ

たほどの信任の厚い人であった。そのあとをうけた永手も当然内廷との結びつきは強いはずであった。天平勝宝六年七月に皇太后宮子御葬送の造山司、同八歳五月聖武太上天皇の大葬の御装束司、天平宝字四年六月光明皇太后の崩御に装束司などを務めている。薨伝(統紀、宝龜二年二月条)にもみるが、称徳帝崩御後、光仁帝が登極するのに力のあったことは著名である。(一)珍宝帳、(二)種々葉帳では侍従として、(三)屏風花氈等帳、(六)法隆寺献物帳では中務卿としてそれぞれ自署する。天平宝字元年三月、道祖王が皇太子を廃された時、仲麻呂の兄右大臣豊成と共に道祖王の兄塩焼王を推しており、この点から仲麻呂とは意を通じあう間柄ではなかったといえる。

巨勢堺麻呂は(三)屏風花氈等帳に紫微少弼、春宮大夫として、(五)藤原公真蹟屏風帳には武部卿、坤宮大弼侍従として署名する。宝字元年六月の奈良麻呂の陰謀につき密奏しており、同二年八月、仲麻呂が官号を唐風に改めた時の議に加わった。仲麻呂に近い人であったと思われるが、宝字五年四月に薨じている。仲麻呂の乱の時にも生きていればどのような行動をとったであろうか。献物帳には紫微少弼・春宮大夫、坤宮大弼侍従ということで署名したのであるが、内廷との結びつきはさほど強かったとは思われない。むしろ仲麻呂との結びつきでそのような地位についたのではなからうか。

巨万福信は(一)珍宝帳、(二)種々葉帳、(三)屏風花氈等帳、(六)法隆寺資財帳に紫微小弼として署名する。薨伝(統紀、延暦八年十月条)によれば、相

撲が巧みで強いということが内裏に聞えて内堅所に入り、以後、名を著したという。聖武帝が甚だ恩幸を加え、天平十五年六月に春宮亮、すなわち阿倍内親王づきとなった。宝字元年七月の橘奈良麻呂の乱の時には、次に述べる賀茂角足によって坂上阿田万呂らと共に酒を飲ませられて戦列からはずされる予定の人であった。これによっても明らかのように武をもつて内廷に仕えた人で、多分、偉丈夫の巨漢でもあったのであろう。勝宝八歳五月には聖武帝大葬の山作司となり、宝龜元年八月称徳帝崩御の時は御装束司となっている。正倉院北倉の請沙金注文、双倉北雜物出用帳(大目、卷四、一八七頁)に、その名をみることは、献納の時にも実質的に深くかかわっていたことを思わす。

賀茂角足は、(一)珍宝帳、(二)種々葉帳、(三)屏風花氈等帳、(四)法隆寺献物帳などに紫微大忠として署名する。角足で著名なのは、宝字元年七月奈良麻呂に加担して、さきの福信らに酒を飲まし、また田村宮の図を作つて賊徒を導入しようとしたことが露見して下獄し杖下に死したことである。田村宮の図をつくるということから、そこに繁く出入りして邸内の状態を熟知していた人物とみられる。しかしいゆる内裏の側近としての経歴を示すものはない。一つ目につくのは大仏開眼会の際に開眼導師菩提僧正の迎えをつとめたということである(東大寺要録三)。彼が紫微中台に加わったのはおそらく実務家としての能力をかわれたためではなかったろうか。

最後の葛木戸主は(一)珍宝帳、(二)種々葉帳、(三)屏風花氈等帳、(四)法隆寺

献物帳などの連署の各最末に紫微少忠として自署する。彼は和氣清麻呂の姉広虫の夫として知られ、清麻呂、広虫はともに称徳帝の側近であり、戸主も内裏に關係の深い人であったことが推察できる。天平十七年に中宮少進としてみえ、正倉院北倉の請沙金注文、施薬院請業注文、これらに關連する双倉北雜物出用帳(大目、卷四、一八七頁)、あるいは出蔵帳などに堅子、坤宮大忠として署名する。ことに施薬院請業注文はおそらく戸主の一筆になるもので、これらによれば内廷側として献物、出蔵に重要な役割をはたした人物であることが考えられる。

これら献物帳に連署する人々以外、紫微中台には統紀に記すように様々な人がおり、なかには春宮、皇后宮の職についた人もあるが、いずれも特に内廷と深い關係ということでもなかったようである。

このようにみれば、卷末連署の人々はことに側近で占められていたことが知られ、これら一連の事業がその側近によって進められたことが明らかである。とくに福信、戸主は先述のように後の出蔵關係文書にも堅子として署名しており注目されよう。要するに形式的には仲麻呂、永手らが皇太后の意をうけて実施させたのであろうが、実際に事にあたって取りしきったのは福信、戸主の二人で、それに賀茂角足が事務担当として加わったのではなかったろうか。

これら献物帳の卷末連署に關連するものとして、先述の東大寺文書の孝謙天皇東大寺領施入勅写がある。まだ聖武帝ご在世中の天平勝宝七歳十二月二十八日、伊賀国名張郡の板蠅杣一処を東大寺に施入した時のも

のであるが、そこには献物帳にみる仲麻呂以下四名中のうち福信、戸主の二名を除いた三名、すなわち仲麻呂、永手、角足が連署する。

ところでこれも先述の随心院文書の孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅写であるが、これは天平勝宝八歳五月二十五日、つまり聖武帝崩御後、間もない頃に宮宅、田園等を東大寺に施入したことを示すのであるが、卷末連署は(一)珍宝帳などと全く同じである。つまりここでさきの板蠅杣施入勅ではみられなかった巨万福信、葛木戸主が加わってくるのである。

これによっても聖武帝崩御後の献納に、この二人が深く関係してくることが推定されよう。

その他の問題として、まず第一に(一)珍宝帳は先記のように相当な長巻であるが、その願文の部分は別として品目が列記された部分がどのような手順で書かれていったであろうか。これについて私はかつて正倉院北倉の鏡に付随する題箋によって推定したことがある。⁽¹²⁾それはこのような題箋が献納時に各宝物に取付けられ、それにもとづいて献物帳草案なるものがまず作成されたりすることを述べたが、この問題につきその後新知見もあったので、それらを含めて再述してみたい。

その北倉の鏡の題箋は八点(第二、三、四、一一、一三、一五、一六、一八各号)を伝えている。これらと献物帳の該当箇所を比較すると、文は両者同じであるが、筆跡は酷似するものの異筆であろうと思う。

ところでこれらの題箋と献物帳とどちらが先に書かれたかが問題であ

るが、私は先の拙論において、鏡重大冊三斤八両、同十三斤十五両、同十四斤十五両(献物帳の鏡の項初めより第二、三、四番目)の例で、献物帳は「榎匣」となっているのが、題箋では「榎枿」となっており、枿もハコで誤りではないが、この場合は「鏡匣」という言葉があるように匣がより適切であって、献物帳によって題箋が書かれたとすれば、題箋もおそらく献物帳通り「匣」と書いたはずであり、そうならないのはやはり題箋の方が先行して書かれたものと解せざるを得ないと述べた。

その後、実は右の推論が間違いなかったことを証する重要な発見があった。それは先の拙論に揭示した図版を注意深くみれば気付く事であったが、献物帳の第一、二、三号鏡の「匣」について、それぞれ擦消、書直しの痕跡のあることである。これによってはじめに題箋と同じに「枿」と書いたのをちに「匣」と訂正したことがうかがわれる。ことに第四号鏡の題箋には「誘背」とあるのが、献物帳では「湯背」となっており、そこは明らかにはじめ「誘背」とあったのを擦消して「湯背」と書直したことがかなり明瞭に認められるのである(図版8)。

このようなことで、宝物の付箋が献物帳に先行し、それらによって草案のごときものが一応書きあげられ、その後今日にみる本帳が浄書され、最後の点検の折にでも右の点が不適確ということで現在のように擦消書直しされたと考えられるのである。

次に(二)種々葉帳については、表紙の問題であるが、同じ日付けの(一)珍宝帳の表紙が緑麻紙であるから、これも同じ緑麻紙を使えばよいかと思

うが、それとは違った褐色のを充てている。だが共通する点もある。まず本紙の紙質は先述のように全く同質とはいいがたいが、産地は同じであろうといわれる。またその本紙に引かれた野の寸法、軸の寸法・材質はほぼ(一)珍宝帳のに一致するのである。ことに軸は寸法・材質とも両者まったく一致するので、ある場所で二本同時に調達され、各々に取付けられたことは明白である。そして、先述のようにはじめこの本文が(一)珍宝帳とは別の所でしたためられたとするならば、その本紙は珍宝帳を用意した所から同じように野をひいたものが届けられ、また軸も届けられ、そこで書き進められ、調巻はそれぞれ別に行われたために表紙が違ったのであろうか。

次に(三)屏風花氈等帳は、今日のところ後述の(六)法隆寺献物帳と関連づけられているが、私は後述のようにそうではあるまいと思っている。この屏風花氈等帳の内容は、一見、用途的にまとまりのない雑多なものであるが、そのなかで特に目をひくのは量的に多い花氈六十床である。次いで繡線鞋、紫糸結鞋、緋糸刺納鞋など履物一〇両である。花氈は申すまでもなく絨緞で、この時はつまり足もとの物が多量に奉献されたのである。この花氈はおそらく内裏かどこかに実際に敷きつめられていたものがみな集められ、そこで御使用の履物までも集め、その他たまたま残っていた品物をも一括まとめられたように思われる。それは、先に珍宝帳によって殆んどのが東大寺に移され、また諸寺に「各数種を分ち」(法隆寺献物帳)施入された跡に最終的に残ったものではなかったろうか。

いふなればある場所での最終的な整理をなされた段階のものであったと考えられる。

次は(六)法隆寺献物帳であるが、先述のようにこの帳はこれまで(三)屏風花氈等帳に類似する点があるので、両者をむすびつけて考えることが行われている。つまり一方の書き出しが「献法隆寺」とあり、一方に「献東大寺」とある。また両者緑麻紙二張であって、紙の法量、野の寸法などもほぼ同じであるなどがその拠るところであり、さらに本帳中の「謹献金光明等十八寺宣令常置」とある金光明寺の分をその屏風花氈等帳とみる見方である。

しかし私はそうした今までの見方とは異なった考えをもっている。たしかに右掲のように両者に類似点があるが、むしろ(一)珍宝帳にむすびつけるべき要素が多いと思う。

まず第一は先にも指摘があるように、筆蹟は屏風花氈等帳とは異なり珍宝帳と同一ということである。次に巻末の願文が一部を除いてこれらほぼ珍宝帳に一致するし、第三に巻末連署のメンバーも屏風花氈等帳では巨勢界麻呂が一名多く一致しないが、珍宝帳では一致することなどである。これらは先の類似点と比較するとき、どちらかといえば内容的には珍宝帳に近いように思われる。そして法隆寺献物帳中という「謹献金光明等十八寺」の金光明寺のは屏風花氈等帳ではなく、それこそ(一)珍宝帳での献物を述べたとみるべきではあるまいか。

この東大寺以外の諸寺への奉献例は、例えば先述の養老六年の元明帝

の一周忌に際して「京并畿内諸寺」に奉獻がなされたことに通じ、東大寺一寺のみにでなく、普く諸寺にも珍宝を頒って追善の業をなされ冥福を祈念されたのである。

なお付言しておきたいのは、これら献納品が一体どこに置かれていた品々であったかという問題がある。聖武帝御遺愛の品といえ、一応、内裏のものとなろうが、そのみと限らないのではないかと思う。例えば先述の随心院文書の孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅写によれば、田村宮の一部とそれに付属する地、倉などを東大寺に聖武帝の供養料として施入して⁽¹³⁾、田村宮の名は天平宝字年間によくみるが、すでに天平勝宝四年に孝謙天皇が田村第に御在所を設けており、聖武帝崩御後に施入されたというのも、ご関係が深かったからと思われ、その宮宅にも調度その他が存在したろうから、それらが献納品のなかにまとめられた可能性があらうかと思う。ことに田村宮内に詳しかった角足が献納のことにかかわっているのもその推察を強くするものである。

また今一つは、後述のように献納品のなかに藤家伝来のもの、あるいは皇太后御自身のものなどがあり、さすれば皇太后が継承したといわれ後に法華寺となった不比等邸に存在した品々も含まれてはいなかったらうかと思うのである。

なおまたこの項の終りにあたって献物帳と仲麻呂といった問題にもふれておきたい。つまり献物帳のなかから仲麻呂の権勢の動向がうかがわれるからである。それは東大寺献物帳五巻の内でも、気品高い名筆、華

麗な表装になる(四)大小王真蹟帳が圧巻といわれる⁽¹⁴⁾。しかし私にいわしめれば、何といっても(一)珍宝帳がやはり第一級であろう。書も勝れ、御璽も整然と押され、巻末も仲麻呂以下四名が重々しく署名し、披見する者をして肅然とさすものがある。それはある絶対者、すなわち皇太后の命をひたすら忠順に遵守している様子⁽¹⁵⁾がうかがわれる。しかし(四)大小王真蹟帳あるいは(四)藤原公真蹟屏風帳になると表題も省略され、内印も乱雑に押され、巻末署名も一名か二名であって、そこにすでに奈良麻呂を圧えほぼ全権を掌握した仲麻呂の専横の姿が映されているように思われる。ことにかの東大寺封戸処分勅書は仲麻呂自身の一筆になるとみられているが、それに天皇御璽を全面に押して勅としたところは、右の二帳から更に飛躍して、皇太后もすでに亡く、誰はばかることのない権勢の頂点に立った彼の姿勢を示すものに外ならない。

小 結

最後に光明皇太后によるこれら奉獻の意義というものを考えて結びにかえてみたい。これは献物帳のなかで述べられた願文をみればきわめて明瞭であって、聖武帝のご冥福を祈られてご遺愛の珍宝類を施入されたのに相違ないのであるが、その意義を別の面からとらえようとするものである。この問題はこれまでもいくつか論じられており、管見の限りでは、小林太市郎、和田軍一、川副武胤、小野勝年の諸氏によって問題

とされている。

まず小林太市郎氏⁽¹⁵⁾は、皇太后にとって東大寺盧舎那仏は聖武天皇の御化身のように思われ、御遺物の奉獻はそうした想観に基づくもの、また仏となって華嚴世界に遊び給う先帝の意を慰めん為にご在世の御愛用の品々を捧げられたもの、東大寺の莊嚴はあたかも秦漢の諸帝王が生前国富を尽して陵墓を営むに似たもの、またその奉獻は冢墳の墓墳に死者が遺愛の珍宝を埋蔵せるとほぼ同じ御趣旨より出たもの、などといわれる。

次に和田軍一氏⁽¹⁶⁾は、献納物は盛唐の尤品を含む優秀品であって、国家の珍宝といわれ、それゆえにこそ内廷に供えられ、聖武帝の翫好となり、それゆえにこそ聖武天皇崩御の後、皇太后がこれを大仏に献じてその永世保存を図られた、といわれ、皇太后に永世保存の意図のあったことを指摘された。和田氏はその後、光明皇后の数度にわたる先帝御遺品等の東大寺献納の動機が皇后のはげしい個人的愛情に発するところ多大であったこと、献納の目的が先帝の冥福を祈願することとその御遺品の永久保存にあったこと、と述べられ永久保存のご意図のあったことを重ねて強調された。

また川副武胤氏⁽¹⁸⁾は、表面に顯れた献物の意図の奥深く存在するかもしれない意識、願文の紙背にかくされているかもしれない別の意図、そういったものを探ることによって願文の正当な理解に資す、といわれ、その要旨は、光明皇太后によって奉獻されたものは工芸的、美術的価値の高いもの、それが皇太后によって認識され自覚されて選択されていると

述べられたものである。

小野勝年氏⁽¹⁹⁾は、この奉獻が古墳の副葬と共通した性格が見出されることを強く指摘したいといわれ、また毗盧舎那仏に献納することは終局的には陛下の聖霊に献上することであったといわれる。

なお、このほか『光明皇后御伝』(光明皇后会 昭和二十八年)中にも献物についての意見がみられる。これはおそらくこの編者堀一郎氏のそれと思われるが、「この寺衰弊せば国家衰弊せんとの永遠性の自覚が、この種々の珍宝、玩弄の想ひ出深き遺品を東大寺に捨して、千載の後に遺さうとの更に大きな願望が秘められてゐたに違ひない。……皇后の発願また空しからず、と言ふべきである。それは一面に当時の文化文物に対する優れた鑑賞力と評価力を示すと共に、遠大なる御精神を偲ばしめるに充分である」(同上八頁)といわれており、先述の意見のあるものはすでに述べられている。

これら先学の考察はそれぞれ奉獻の意味するところの一面を衝いてはいるが、私はそれらとは違った立場で考えてみたい。

まず(一)珍宝帳のなかで注意すべきは、天皇家と皇太后の父不比等との関係がいかに密接であったかが述べられていることである。それは大刀の項で、一は横刀について「右一口者 太政大臣之家設新室宴之日 天皇親臨 皇太子奉舞 大臣寿贈」とあり、いま一つは佩刀で「右 日並皇子常所佩持 賜太政大臣 大行天皇即位之時 便献 大行天皇崩時亦賜大臣 太臣薨日 更献 後太上天皇」とある。つまり草壁皇子、文武

帝、聖武帝と不比等の親密さを物語るものである。

またこのような背景があつてのことであろうが、皇太后ご自身藤家出身であることを強く意識されていたようである。珍宝帳記載の品で皇后礼聘の日に相贈ったといわれるものの条に「藤、原、皇后」とあり、また楽毅論巻末には著名な「藤、三娘」があり、五月一日経には「皇后藤、原氏光明子」、五月十一日経には「藤、三女」とあるなどがそれである。(傍点筆者)

そしてさらに皇太后は父不比等の遺産をかなり継承して入内されたらしく、奉獻品のなかにも明らかにそれと認められるものがあるのも注意すべきである。皇太后が不比等の遺産を相続していたことについては、すでに林陸郎氏が述べておられるが、それを要するに、第一は後の法華寺になるのであるが、皇太后は不比等の邸宅を相続していたこと。第二は、皇子誕生のとき、太政大臣家の資人が禄を賜っているが、それは皇太后が不比等の死後もその資人を従えていたことを示すものであり、第三は、さらに皇太后は不比等の封戸を相続していたことなどである。つまり、これらによれば皇太后は不比等の邸宅、資人、封戸などの不動産、特権を相続していたと考えられる。

そしてこの点は実は献物帳にもうかがわれるのである。それは(一)珍宝帳中に「赤漆欄木厨子一口、右百済国王義慈進於内太臣」とあるもので、この厨子あるいはその納物、犀角、白石鎮子、銀平脱合子などは、百済の最後の王、義慈王が内大臣すなわち鎌足に、おそらく白村江戦の前夜あたりにでも贈ったものであろう。この品については聖武帝あるいはそ

れ以前の諸先帝との関係は何も述べられてないので、鎌足個人の品であつたのを不比等に伝え、さらに皇太后へと継承したものとみて間違いない。同じく珍宝帳記載の品で、今日に伝える杜家立成、この紙背継目と巻末に「積善藤家」の印が捺してあるが、これは申すまでもなく皇太后の祖父鎌足が臨終の床にあつたとき天智帝が見舞われた時の詔のなかの「積善余慶」の言葉、『易経』の文句によるらしいが、このような印が押されていることは、やはりそれが本来藤家所有であつたことを意味するのではあるまいか。またかの藤原公真蹟屏風の献物も勿論不比等から伝えられた皇太后の個人的な蔵品であつたのを奉獻したのである。

このようにみると献物帳関係のもの、必ずしも先帝翫弄の珍のみではなく、皇太后が祖父あるいは父より伝承してきたものも含まれているのである。つまり皇太后は不動産や特権のみならず藤家伝来の貴重な動産も受継いでいたとみられ、それらも献納の対象になっており、献物帳記載の他の品々についても、明記はないものでも藤家から皇太后が受伝えていたものの存在する可能性があるかと思う。

例えば種々薬帳についても、あらためて願文を読み返してみても、そこには別に先帝とのことは何もふれられてないのである。少し飛躍するかもしれないが、施薬院の薬草を大臣家の封戸の料で買ったと伝えるように、種々薬帳中の薬のなかにも大臣家のそれで買い集められたもの、あるいは藤家で伝承してきたものなどがあつたかもしれない。⁽²¹⁾

このように諸先帝と不比等とが親密な関係にあつたこと、皇太后は藤

氏出身ということ強く意識されていたこと、かつ鎌足、不比等以来の遺産を引継いで入内していることなどによって、皇太后には天武以来の嫡系である聖武帝と積善藤家の直系である自分とで今の世を治めているという意識が強かったように思われる。それだけにお二人の間、ことに皇太后は珍宝帳の願文にもみるように聖武帝に対してひとかたならぬ愛情をいだかれていたに相違ない。このような状態についての和田氏の先の指摘は正鵠を射たものであろう。またそれ故に、そこには自ずと聖武帝との間には他者の介在は一切許さないと強い面も皇太后の心には生じていたことであろう。

基皇子天逝後、あえて阿倍内親王を立太子させられたのも皇后の強いご意志からであつたろうと思われる。だがそのため結局は次に述べるように以後皇嗣が長く不安定で多くの事件、事態が発生することになるのである。

次は、奈良朝という大きな歴史的な動きのなかで、これら皇太后の奉献という事象を理解することであるが、これは実は右に述べた皇嗣のことが当時の大きな問題点の一つで、この一連の奉献のこともそれに深くかかわっていたのではなからうか。

神亀六年の長屋王の自尽にはじまり、その後の光明皇后の立后、天平十年の阿倍内親王の立太子という異常な例、天平十七年の聖武帝の唯一人の親王であつた安積親王の急死、天平勝宝九歳の橘奈良麻呂の乱、天平宝字八年の押勝の乱、その後の道鏡の登場など、奈良朝の大きな事件

がすべて皇嗣の不安定によって生じた事態であつたといつてよい。そしてこの問題のそもそもの始まりは持統帝による大津皇子の排除、嫡系草壁皇子の死後、その嫡子文武帝の成長するまでの持統帝の執政という天武嫡系の皇位継承のことにつながっており、阿倍内親王の即位というのも、そうした天武嫡系に固執された結果である。

以上、皇太后の個人的立場あるいは奈良朝史の大きな流れというものを見ると、皇太后の一連の奉献がそれらと無関係でなかったように思われるのである。そしてその秘鑰は、(一)珍宝帳所載のかの著名な赤漆文観木厨子の来歴にこそあろうかと思われる。それは天武帝から孝謙帝へと元明帝を除く歴代に継承されて、孝謙帝から盧舍那仏に献じられたのであるが、それはまさに天武嫡系で伝えられてきたものであつて、それは嫡系こそが継受すべきものであつたのであろう。その嫡系は孝謙帝であるが、以後、やがて断絶することは明白なことであつた。皇太后にとっては嫡系が続かないということが何よりも心残りであつたろうし、したがってこれまで天武以来伝えてきたもの、あるいは藤家の祖父鎌足あるいは父不比等から受継いだ品々、こういった品々を後世に託すべき人がいなかったのではなからうか。それが珍宝類をして盧舍那仏に奉献して俗界から切り離された根本的事由ではなかつたろうか。

天平宝字二年十月一日の不比等公の真跡屏風の奉献は、皇太后晩年の献物である。その屏風は皇太后にとってはまさに「妾之珍財莫過於此」といわれ最後まで大切にされていたのであるが、健康に勝れなかつたで

あろう晩年に意を決して奉獻にふみぎられたのであろう。ただ単に不比等公の冥助に資すといっても、すでに没後四十年近くにもなるのであって、そのままの意では今一つ理解できかねるものがある。右のようにご自身の没後、末ながく伝承してくれる人のないことを考えられて盧舎那仏に奉獻して永世保全を図られたのではなからうか。このように理解してのみこの奉獻の真意はくみとれるのではなからうか。

和田軍一氏が先の論文で、これらの奉獻は「はげしい個人的愛情に発するところ多大」、「光明皇后ご一人を中心とし、その個人的感情をいかに強く内蔵して遂行された」と、論じられたのは鋭い見方だと思う。私は一步進め、その個人的感情とは、天武嫡系継承の品々、あるいは鎌足、不比等から伝承した品々などを嫡系以外が継受することの拒否であつたろうと推定してみたい。

そして平安朝に至って、和田氏が「その奉獻の御遺志が軽んじられてくるような感じがする」といわれるのも、一連の奉獻物がしきりと出蔵されていることからみても事実であつて、これはかつて坂本太郎氏が平安期に入って天武系を否定する動きのあることを指摘されたことにも通じ、この平安初期の宝物の動向についてはすでに後藤四郎氏が述べられるように天武系から天智系に皇位が復したことに関係があつたことは疑いない。

要するに皇太后による一連の献物、その後の奉獻品の動向は、当時の最大の関心事であつた皇位継承の問題と密接にかかわつていたと考えら

れるのである。

なお、いつもの事ながら松島順正氏にご教示賜つたことに感謝の意を表したい。

註

- (1) 『大日本仏教全書、寺誌叢書』第二、十六頁
- (2) 本帳の寸法は法隆寺宝物館室長木内武男氏のご教示による。
- (3) ただ現在、この写しの原本はかなり破損がひどく、その原本から大日本古文書所収の文に復元するのは不可能のようである。
- (4) 『正倉院の書蹟』(昭和三十九年)七頁
- (5) 栗原治夫氏「正倉院蔵礼服礼冠と国家珍宝帳」(書陵部紀要第二号 昭和四十四年)注13
- (6) 木内武男氏「法隆寺献物帳」(ミュージアム第二五七号 一九七二年八月)七頁
- (7) 『原色版国宝 2』上古、飛鳥、奈良Ⅱ、(昭和四十三年)一一八頁
- (8) 大沢忍氏「正倉院の紙の研究」(『正倉院の紙』昭和四十五年)七〇頁
- (9) 三尺麻紙 大日、卷三、二二三・二四〇・二五七・二五八、卷十、四一〇・四三〇・四五四・九八・五九九・六〇〇
- (10) 長麻紙 大日、卷三、六二、卷四、二四二、卷九、三七四、四二九、卷一四、二八三、卷三三、五一七、卷二四、五九、卷二五、二二三
- (11) 白長麻紙 大日、卷九、六八
- (12) 唐長麻紙 大日、卷二、二五、卷七、二五、卷四、二八三、卷二四、二八・五九
- (13) (5) 栗原氏論文
- (14) (7) 大沢氏論文参照
- (15) 「正倉院刀剣史料考」(『正倉院の大刀外装』昭和五十二年)
- (16) 岸俊男氏「藤原仲麻呂の田村第」(『日本古代政治史研究』昭和四十一年)
- (17) 例えば『書の日本史』第一巻、九三頁同帳解説
- (18) 「正倉院の起源—聖武天皇御遺愛品献納の意義について—」上・中・下(国華六五九、六六一、六六二号 昭和二十二年)
- (19) 「正倉院はいかに守られたか」(書陵部紀要第七号、昭和三十一年)

- (17) 『光明皇后と正倉院』(南都仏教第六号、昭和三十四年)
- (18) 『盧舎那仏奉獻考』(南都仏教第二〇号、昭和四十二年)
- (19) 『東大寺献物帳について』(末永先生古稀記念 古代学論叢、昭和四十二年)
- (20) 『光明皇后』昭和三十六年 七三頁)
- (21) 統紀天平宝字四年閏四月丁亥条「仁正皇太后遣使於五大寺、每寺施雜藥二櫃、蜜一缶以皇太后寢膳罪和也」(傍点筆者)と、なお大量の薬を保有せられていたことも参照すべきである。
- (22) 『飛鳥浄御原律令考』(『日本古代史の基礎的研究』 所収)
- (23) 『正倉院の歴史』(日本の美術 M140 昭和五十三年)

追記 (二)種々薬帳の表紙の痛みがはげしいことについて(図版1)、その後と考えついた点を述べれば、本帳記載の薬物が屢々出蔵され、その都度、数量の照合確認のため本帳を披見する機会も多かったはずであり、こうしたことも痛みをはげしくした一因であつたろうと思われる。